

新型コロナウイルス対策（ブラジル、チリ、ペルー、コロンビア、アルゼンチンからの渡航者の入国制限）

報道によれば、ジャマイカ政府は、感染力の強いとされる変異株の感染状況の流入防止と感染状況を踏まえ、4月1日以降、ブラジル、チリ、ペルー、コロンビア、アルゼンチンからの渡航者の入国制限を発表しました。

概要は以下のとおりです。

**【制限概要】**

これまでの英国からの渡航者に対する入国制限に追加し、以下の入国制限を課すこととする。本件措置は4月13日に見直される見込み。

1 ジャマイカへの到着予定日の14日以内に英国、ブラジル、チリ、ペルー、コロンビア、アルゼンチンに滞在したすべての外国人は、ジャマイカへの入国を許可されない。

2 到着予定日の14日以内に英国、ブラジル、チリ、ペルー、コロンビア、アルゼンチンに滞在し、他の国を経由して入国しようとするジャマイカ人は、検査を受け、検査結果が判明するまで自己負担により最低48時間、政府施設での検疫で隔離となる。

陰性の場合、14日間の強制検疫期間を完了し、自宅での検疫に移行することが許可される。陽性の場合、それらは厚生福祉省によって承認された場所に隔離されることになる。

引き続き感染予防と最新情報にご留意ください。

4月1日

在ジャマイカ日本大使館

Embassy of Japan in Jamaica

NCB Towers, North Tower, 6th Floor, [2 Oxford Rd](#), Kingston 5

[tel:1\(876\)929-3338/9](tel:1(876)929-3338/9) fax:1(876)968-1373

<http://www.jamaica.emb-japan.go.jp/>

(緊急時：\*FM radio: 87.9Mhz)